



譲渡所得特別控除に関する確認書についてのお知らせ

低未利用土地等 確認書について

令和2年度税制改正において、「低未利用土地等の適切な利用・管理を促進するための特例措置」が創設されました。この特定措置の適用を受けるためには、確定申告時にまちづくり計画課が発行する「低未利用土地等確認書」が必要になります。

■特例措置の概要

個人が令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間に都市計画区域内にある所有期間が5年を超える土地基本法第13条第4項に規定する低未利用土地等を500万円以下で譲渡した場合に、長期譲渡所得から100万円を特別控除するものです。

詳細な内容は、次の国土交通省のホームページをご確認ください。

土地の譲渡に係る税制：https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk5_000074.html

被相続人居住用家屋 等確認書について

平成28年度税制改正において、「空き家の発生を抑制するための特定措置（空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除）」が創設されました。この特定措置の適用を受けるためには、確定申告時にまちづくり計画課が発行する「被相続人居住用家屋等確認書」が必要になります。

■特例措置の概要

昭和56年5月31日以前に建築された被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日までに当該家屋（耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限り、その敷地を含む。）または取壊し後の土地を譲渡した場合には、当該家屋または土地の譲渡所得から3,000万円が特別控除される制度です。

詳細な内容は、次の国土交通省のホームページをご確認ください。

空き家の発生を抑制するための特例措置：

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000030.html

●確認書の発行について

いずれの確認書の発行にあたっては、各種条件についての確認が必要となります。

必要な書類等につきましては、ホームページをご覧になるか、次の問い合わせ先までご確認ください。

申請受付から確認書交付まで1週間から10日程度かかりますので、余裕を持って申請してください。また、申請書の提出は申請者より直接書類提出願います。代理の場合は委任状（様式任意）の提出が必要です。

郵送の場合は返信用切手を貼った封筒（郵便番号、住所、氏名を記入）を同封し申請してください。

※確認書の発行手数料はかかりません。

問合せ まちづくり計画課 空家対策グループ ☎21-2124